…岐阜県立職業能力開発校及び職業能力開発短期大学校非常変災時における防災措置要領…

- 1 登校する前に当該地域に特別警報、暴風警報が発令されている場合は、次のとおりとする。
 - (1) 始業時刻の2時間前までに解除されたときは、平常どおり授業を行う。
 - (2) 始業時刻の2時間前より午前11時までに解除されたときは、解除後2時間を経て授業行う。
 - (3) 午前11時以降に解除されたときは、休校とする。
- 2 登校後特別警報、気象警報が発令された場合は、発令時の気象状況、交通機関及び道路の 状況を判断して下校、または待機すること。
- 3 気象警報解除後の登校については、交通機関の都合による遅刻、欠席は認めるが、あらかじめ電話等で連絡すること。
- 4 当地域に災害が発生した場合は、奉仕作業等に参加することがある。
- 5 地震予知情報、警戒宣言が発令された場合にも適用する。

抜粋:岐阜県立国際たくみアカデミー職業能力開発短期大学校履修規程(短大校) 生徒のしおり(開発校)